

## (案)

## 第八期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る主な修正箇所一覧.

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
1	<p>〈4p〉</p> <p>第2章 3 地域での高齢者の生活と支援体制</p> <p>地域の相談窓口である地域包括支援センターや担当の民生委員・児童委員を知っている人は<u>いずれも4割弱</u>となっています。</p>	<p>〈4p〉</p> <p>第2章 3 地域での高齢者の生活と支援体制</p> <p>また、<u>家族や友人・知人以外の相談相手がいない人が多く</u>、地域の相談窓口である地域包括支援センターを知っている人は<u>38.1%</u>となっています。</p>	同項 6p に掲載のグラフを説明する記載に修正した。
2	<p>〈5p〉</p> <p>第2章 3 地域での高齢者の生活と支援体制</p> <p>3 地域での高齢者の生活と支援体制</p> <p>(2) 身体の状態</p> <p>③栄養の状況</p> <p>※ 低体重、普通体重、肥満については、体重と身長から算出されるBMIにより判定しており、BMIが<u>18.5以上25未満</u>の場合を『普通体重』と言います。</p>	<p>〈5p〉</p> <p>第2章 3 地域での高齢者の生活と支援体制</p> <p>3 地域での高齢者の生活と支援体制</p> <p>(2) 身体の状態</p> <p>③栄養の状況</p> <p>※低体重、普通体重、肥満については、体重と身長から算出されるBMIにより判定しており、BMIが<u>18.5未満</u>の場合を『低体重』と言います。</p>	低体重の説明に修正した。
3	<p>〈17p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第1節 高齢者の生きがいづくり</p> <p>〈主な事業の実績〉 表中 項目</p> <p>・<u>老人専用バス利用回数</u></p>	<p>〈17p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第1節 高齢者の生きがいづくり</p> <p>〈主な事業の実績〉 表中 項目</p> <p>・<u>バス研修事業 実施回数</u></p> <p>※<u>平成30年度まで老人専用バス使用（表外）</u></p>	老人専用バスの廃止に伴い項目を修正した。

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
4	<p>〈21 p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第2節 健康づくり・介護予防の推進</p> <p>主な事業の実績 表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査受診率 令和2年度（9月末） <u>集計中</u></li> <li>・後期高齢者健康診査受診率 令和2年度（9月末） <u>集計中</u></li> </ul>	<p>〈21 p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第2節 健康づくり・介護予防の推進</p> <p>主な事業の実績 表中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査受診率 令和2年度（9月末） <u>12.3%</u></li> <li>・後期高齢者健康診査受診率 令和2年度（9月末） <u>10.9%</u></li> </ul>	実績値について修正した。
5	<p>〈34 p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第5節 地域で支える仕組みづくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>今後、高齢者数の増加に伴い、<u>身寄りのない高齢者や認知症の人等</u>成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれるため（～略）</p>	<p>〈34 p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第5節 地域で支える仕組みづくり</p> <p>【現状と課題】</p> <p>今後、高齢者数の増加に伴い、<u>認知症等により判断能力が十分でない高齢者等</u>成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれるため（～略）</p>	成年後見制度の対象となる方の記載に修正した。
6	<p>〈36 p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第5節 地域で支える仕組みづくり</p> <p>&lt;主な事業の実績&gt;</p> <p>高齢者虐待通報件数 52件 37件 32件</p>	<p>〈36 p〉</p> <p>第3章 第七期計画の実施状況</p> <p>第5節 地域で支える仕組みづくり</p> <p>&lt;主な事業の実績&gt;</p> <p>高齢者虐待通報件数 52件 37件 32件</p> <p><u>（高齢者虐待認定件数）（26件）（11件）（6件）</u></p>	虐待認定件数を追記した。

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
7	<p>〈55 p〉</p> <p>第5章 1 計画推進の基本方向</p> <p>(1) 施策の推進方向</p> <p>地域包括ケアシステムの取り組みの推進には、介護サービスなどの<u>公助</u>の充実だけではなく、(～略)ますます多様化する高齢者のニーズに対応することが必要です。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>〈55 p〉</p> <p>第5章 1 計画推進の基本方向</p> <p>(1) 施策の推進方向</p> <p>地域包括ケアシステムの取り組みの推進には、介護サービスなどの<u>共助・公助</u>の充実だけではなく、(～略)ますます多様化する高齢者のニーズに対応することが必要です。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の流行による、対面での交流の制限や、地域における趣味や介護予防等の様々な活動の縮小に加え、新しい生活様式の実践など、高齢者の日常生活を取り巻く環境の変化に対応し、取り組みを進める必要があります。</u></p>	<p>介護保険サービス、介護保険以外の制度・サービスを含むため表現を修正した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた記載について、厚生委員会とパブコメNo.7.8にて、意見があったため追記した。</p>
8	<p>〈56 p〉</p> <p>第5章 1 計画の基本方向</p> <p>(2) 計画の推進体制</p> <p>なお、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、施策の展開にあたっては、毎年度事務事業の点検等を行い、効率的・効果的な事業の推進を図ります。</p>	<p>〈56 p〉</p> <p>第5章 1 計画の基本方向</p> <p>(2) 計画の推進体制</p> <p>なお、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、施策の展開にあたっては、毎年度事務事業の点検等を行い、<u>関係審議会で意見をもらうなど、</u>効率的・効果的な事業の推進を図ります。</p>	<p>審議会の活用について追記した。</p>

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
9	<p>〈60 p〉</p> <p>第6章 施策の推進方向</p> <p>第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の促進</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>身近な地域において交流や活動ができる場の充実を図りながら、<u>様々な交流や活動へ参加できる環境を整備し、高齢者の主体的な社会参加を促進します。</u></p>	<p>〈60 p〉</p> <p>第6章 施策の推進方向</p> <p>第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の促進</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>身近な地域において交流や活動ができる<u>場や移動手段の確保を図りながら、高齢者の主体的な社会参加を促進</u>します。</p>	<p>厚生委員会での意見を踏まえ移動手段の確保について修正した。</p>
10	<p>〈60 p〉</p> <p>第6章 施策の推進方向</p> <p>第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の促進</p> <p>【基本的施策】</p> <p>1 介護予防の推進</p> <p><u>高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、（～略）</u></p>	<p>〈60 p〉</p> <p>第6章 施策の推進方向</p> <p>第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の促進</p> <p>【基本的施策】</p> <p>1 介護予防の推進</p> <p><u>介護予防においては、単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活上の活動や社会参加を促すために、住民主体の通いの場を充実させ、（～略）</u></p>	<p>介護予防の考え方を具体的に記載するため、表現を修正した。</p>

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
11	<p>〈62 p〉 第6章 施策の推進方向 第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の促進</p> <p>【基本的施策】 3 社会参加の推進 (1) 高齢者の外出支援 <u>積極的な社会参加や道路交通の安全確保を促すため、公共交通機関を活用した外出を支援し、社会参加を促します。</u></p>	<p>〈62 p〉 第6章 施策の推進方向 第1節 介護予防・健康づくりと社会参加の促進</p> <p>【基本的施策】 3 社会参加の推進 (1) 高齢者の外出支援 <u>積極的な社会参加を促すため、公共交通機関等を活用した外出支援を行うとともに、市民ニーズの把握を行います。</u></p>	<p>厚生委員会での意見を踏まえ、市民ニーズ把握について追記した。</p>
12	<p>〈65 p〉 第6章 施策の推進方向 第2節 地域の支え合いの推進</p> <p>4 権利擁護の推進 (2) 高齢者虐待防止事業 <u>虐待の早期発見と迅速な対応と支援に結びつけるため、地域包括支援センターや高齢者虐待防止ネットワークの機能を活用して高齢者虐待防止対策を推進します。</u></p>	<p>〈65 p〉 第6章 施策の推進方向 第2節 地域の支え合いの推進</p> <p>4 権利擁護の推進 (2) 高齢者虐待防止事業 <u>虐待の早期発見や迅速な対応及び支援に結びつけるため、高齢者虐待防止ネットワーク会議の活用や地域包括支援センター及び警察等関係機関との連携により高齢者虐待防止対策を推進します。</u></p>	<p>厚生委員会での意見を踏まえ、虐待防止の取り組み内容を修正した。</p>

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
	(追加)	<u>虐待を受けた高齢者の保護や養護者への支援を行うほか、養介護施設等従事者による虐待については、改善指導等を行います。</u> <u>また、市の広報紙や市が主催する虐待防止研修会等を通じて、市民や養介護施設等の従業者に対し、通報や保護に関する方法等を周知します。</u>	
13	<p>〈65 p〉</p> <p>第6章 施策の推進方向</p> <p>第2節 地域の支え合いの推進</p> <p>5 生活支援サービスの提供</p> <p>在宅の高齢者やその家族へ必要なサービスを提供するなど、在宅高齢者の生活を支援します。</p> <p><u>また、介護者への経済支援や介護者同士が交流できる場を提供します。</u></p> <p>(3) 介護者への支援</p> <p><u>在宅の高齢者を介護する人の心身及び経済的負担の軽減を図るためのサービスを提供します。</u></p>	<p>〈65・66 p〉</p> <p>第6章 施策の推進方向</p> <p>第2節 地域の支え合いの推進</p> <p>5 生活支援サービスの提供</p> <p>在宅の高齢者やその家族へ必要なサービスを提供するなど、在宅高齢者の生活を支援します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※「6 介護者への支援」へ記載。</p>	<p>厚生委員会、一般質問での意見を踏まえ、介護者支援について、項目だてし、取り組み内容を追記した。</p>

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
		<p><u>6 介護者への支援</u></p> <p>在宅の高齢者を介護する人の心身及び経済的負担の軽減を図るためのサービスや<u>介護者同士が交流できる場を提供します。</u></p> <p><u>また、介護と同時に子育て・障害のある家族への支援等（ダブルケア）や高齢者を支援する児童（ヤングケアラー）を含む介護者の状況について、必要な支援につながるよう関係機関等様々なネットワークを通じた情報収集や意見交換等による把握を行います。</u></p> <p><u>(1) 家族介護者への経済的支援</u></p> <p>在宅の高齢者を介護する低所得者へ<u>介護用品の給付券を支給し、経済的負担の軽減を図ります。</u></p> <p><u>(2) 家族介護者への交流支援</u></p> <p><u>介護者相互の情報交換及び交流等の場を充実し、在宅で高齢者を介護している家族の心身の負担軽減を図ります。</u></p>	

No.	原案	修正後（案）	修正の考え方
14	<p>&lt;77 p&gt; 第6章 施策の推進方向 第4節 認知症施策の推進</p> <p>【評価指標と考え方について】 <u>認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた証であるオレンジリングを交付された人の平成22年度からの累計人数を指標とします。</u></p>	<p>&lt;78 p&gt; 第6章 施策の推進方向 第4節 認知症施策の推進</p> <p>【評価指標と考え方について】 <u>認知症に対する正しい知識と理解を身につける認知症サポーター養成講座を受講した人の平成22年度からの累計人数を指標とします。</u></p>	<p>認知症サポーター養成講座を全国で展開する全国キャラバンメイト連絡協議会が、令和3年度以降オレンジリングの取り扱いを変更することに伴い、表現を修正した。</p>
15	<p>&lt;78 p&gt; 第6章 施策の推進方向 評価に用いる指標</p> <p>第2節 地域の支え合いの推進</p> <p>目標値 令和3年度（2021年度） <u>38回</u> 令和4年度（2022年度） <u>43回</u></p>	<p>&lt;79 p&gt; 第6章 施策の推進方向 評価に用いる指標</p> <p>第2節 地域の支え合いの推進</p> <p>目標値 令和3年度（2021年度） <u>33回</u> 令和4年度（2022年度） <u>40回</u></p> <p>参考値 令和2年度（2020年度）見込</p> <p>第1節 <u>91.1%</u> 第2節 <u>9回</u> 第3節 <u>16.8%</u> 第4節 <u>19,830人</u></p>	<p>地域支え合いを推進する協議体を実施する事業者等より、新型コロナウイルス感染症の流行による影響があるとの意見があったため、令和5年度の目標値は維持しつつ、3年度と4年度については2年度の見込を踏まえた目標値へ修正した。 参考値として令和2年度の見込を追記した。</p>
16	<p>&lt;80 p～88 p&gt; 第7章 介護保険事業量の見込み 章中の表全て</p>	<p>&lt;81 p～89 p&gt; 第7章 介護保険事業量の見込み 章中の表全て</p>	<p>最終の推計値に修正した。</p>